

## B型肝炎ワクチンの定期接種化について

### 1 概要

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）等の一部改正により，B型肝炎について，予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市町村が行うこととされている定期の予防接種の対象疾病とされ，当該予防接種の対象者等が定められました。

### 2 施行日

平成28年10月1日

### 3 対象疾病

B型肝炎	
予防接種法上の分類	<b>A類疾病</b> ・疾病の発生及び集団でのまん延の予防等に重点を置いて予防接種を行う疾病 ・対象者及びその保護者に接種を受ける努力義務が課されています。
予防接種の対象者と接種回数	平成28年4月1日以降に出生し，1歳に至るまでの間にある者 3回接種 ・肝炎ウイルス陽性の妊婦から生まれた乳児として，B型肝炎ワクチンの投与を受けたことがある者は接種対象外とします。 ・任意接種として既にB型肝炎ワクチンの接種を受けたことがある者は，その回数分の定期の予防接種を受けたものとみなします。
接種対象者数	約 1,600人
自己負担額	なし（全額公費負担）
疾病の概要	・B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。 ・感染すると，発熱，全身倦（けん）怠感，食欲不振，黄疸（だん）等を生じます。 ・乳幼児が感染した場合は，慢性化（キャリア化）する傾向があります。 ・慢性化すると，肝硬変，肝がん等の病気を引き起こすことがあります。

### 4 呉市の対応

定期予防接種の実施に向け呉市医師会等の関係機関との協議を進めるとともに，市政だよりやホームページでの広報，個別接種勧奨通知の送付等により，接種対象となる乳児のいる世帯に対して制度の周知を行います。